

# 令和6年度「歳末たすけあい募金」助成金のご案内

おもて



支援を必要とする人たちが、新たな年を迎える時期に安心して暮らせるよう、「歳末たすけあい募金」を、該当世帯に対し「歳末助成金」や、「入進学等祝金」として助成します。

自己申請方式となっているため、該当する世帯の方は申請書と添付書類を用意し、各自で申請してください。

## 対象世帯

以下の「質問①」の全てに該当し、かつ「質問②」のいずれか1つ以上に該当し、本助成による支援が必要な世帯が対象です。

質問①	以下の1～5 <u>全ての質問</u> において、 <u>該当する世帯</u> （“はい”となる世帯）であること。	いずれかに○
1	現在、 <b>焼津市</b> に住所があり、引き続き年末年始も焼津市に住所がある予定である。	はい・いいえ
2	現在、また歳末時（概ね12月中旬～下旬）ともに施設入所中、入院中ではない。	はい・いいえ
3	生活保護を受けていない。	はい・いいえ
4	世帯“全員”の住民税（市・県民税）が非課税である。 ※同居の家族は、全員が確認対象 ※住民票上の世帯員と別の方が生計を同じにしている場合、その方も確認対象	はい・いいえ
5	民生委員児童委員の支援が必要である。 ※地区担当民生委員児童委員への情報提供など、今後、民生委員児童委員と継続的に関わりを持つことが可能な方	はい・いいえ

**全て“はい”**

質問②	以下のA～Eの <u>いずれか1つ以上に該当する世帯</u> であること。	該当する区分に○
A	ひとり親世帯 ・「子」は、 <b>中学生までの児童・生徒が対象</b> ・子どもの祖父母と同居していない世帯が対象	
B	高齢者世帯 ・世帯全員が <b>満65歳以上</b> の世帯、 又はこれらに中学生までの者が加わった世帯	
C	ひとり暮らし 高齢者世帯 ・ <b>満65歳以上</b> のひとり暮らしの高齢者世帯	
D	要支援者・要介護者世帯 ・介護保険の <b>要支援・要介護認定者</b> のいる世帯	要介護・要支援
E	障害児・者世帯 ・世帯の中に以下の手帳を取得している障害児・者がいる世帯 ◆ 身体障害者手帳 1、2級 ◆ 療育手帳 A、B ◆ 精神障害者保健福祉手帳 1、2級	1級・2級
		A・B
		1級・2級

## 対象外

以下の場合、助成対象外となります。

- ① 添付書類が用意できない方。②施設入所者、長期入院中の方。（歳末時に自宅にいない方）  
③申請後、助成時に施設へ入所、市外へ転出された方。④その他、助成対象として適切でない方。

### ■申請方法：

裏面の「申請書」及び「添付書類」を用意して、下記の方法のいずれかで申請してください。（提出書類の返却はしません。ご了承ください。）

- ①焼津市社協（本所・大井川支所）窓口へ提出又は郵送（郵送は締切日当日消印有効。問合せ先住所宛て）  
②担当民生委員児童委員へ提出

### ■受付期間：

**10月8日(火)から11月22日(金)**  
(窓口受付：期間内の平日 8：30～17：00)  
**※受付期間を過ぎての申請不可**

### ■助成の方法

助成が決定した世帯には、担当民生委員児童委員から直接助成金をお渡しします。

### ■交付予定時期

- 歳末助成金（助成決定全世帯）：12月中旬～下旬
- 入進学等祝金（該当者のみ）：4月中旬～下旬

### ■助成額

その年度の予算額と申請件数により決定します。

### 問合せ先

〒425-0088 焼津市大覚寺三丁目 2-2  
焼津市社会福祉協議会（本所）地域福祉係 ☎621-2941

■表面で該当し、助成金を希望する方は、欄を記入し申請してください。

〈社協やいつ〉

■申請期限：令和6年11月22日（金） 17：00まで

う ら

受付No.

令和6年度「歳末たすけあい募金」助成金 申請書

社会福祉法人 焼津市社会福祉協議会 会長 宛

申請日 令和6年 月 日

「歳末たすけあい募金」助成金事業の対象世帯に該当しますので助成を申請します。

住 所	〒 焼津市				電話	— —	
	自治会 町内会 組				携帯電話	— —	
フリガナ	※申請者氏名が代筆等の自署でない場合は、押印をしてください。						
申請者氏名	(署名又は、記名押印)						
世帯構成等	続柄	氏名 (同居の家族も全て記入)	生年月日 (T・S・H・R)	年齢	職業・学校(学年)	要介護状態区分や 障害等級(該当者のみ)	来春、小・中学入進学又は、中学卒業する者にチェック(令和7年3月又は、4月)
	世帯主		・				<input type="checkbox"/>
			・				<input type="checkbox"/>
			・				<input type="checkbox"/>
			・				<input type="checkbox"/>
民生委員No.	民生委員氏名						

【添付書類①】 いずれか1つ必ず提出ください。(区分A～E全ての方共通)

【世帯全員の非課税を確認】  住民税課税証明書【児童・生徒(大学生まで)を除く、世帯全員分】

◆以下の書類は、65歳以上の方で[保険料率段階区分]が第1,2,3段階である場合のみ使用可。

介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書(写)

介護保険料納入通知書(写)

納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書(写)

※必ず提出  
令和6年度の書類

【添付書類②】 「該当区分」にチェック。A, D, Eの方は、添付書類①に加え追加で下記の書類を提出

該 当 区 分	<input type="checkbox"/> A	ひとり親世帯	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書(写)	※いずれか1つ
			<input type="checkbox"/> 母子家庭等医療費助成受給者証(写)	
	<input type="checkbox"/> B	高齢者世帯	※【添付書類①】のみ	
	<input type="checkbox"/> C	ひとり暮らし高齢者世帯	※【添付書類①】のみ	
	<input type="checkbox"/> D	要支援者・要介護者世帯	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(写)	
<input type="checkbox"/> E	障害児・者世帯	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳1、2級(写)	※該当のもの	
		<input type="checkbox"/> 療育手帳A、B(写)		
		<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳1、2級(写)		

【民生委員児童委員 使用欄】 ※世帯の様子等を下記にご記入下さい。(必要な世帯のみ)

※この申請書に記載された個人情報や添付書類は、本事業の目的以外には使用いたしません。  
(助成及び支援に必要な情報は、民生委員児童委員に伝えますのでご承知おきください)

※審査結果の可否に関わらず、申請にかかる提出書類取得に関する費用は、全て申請者の自己負担となります。

※助成決定後、虚偽の記載が判明した場合は、助成の決定を取り消すとともに、すでに交付されている場合には、助成金を返還するものとします。

社協確認印

社協使用欄 民・社・郵 該当・非該当 人 小入・中入・中卒 人

この事業は、市民の皆さまからの「歳末たすけあい募金」を財源として実施しております。